

令和8年5月8日
民生常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 令和8年5月8日
開会 11時10分 閉会 11時58分
- 2 場 所 幕別町役場3階委員会室
- 3 出席者 委員長 岡本真利子
副委員長 藤原 孟
委員 山端隆治 酒井はやみ 石川康弘 藤谷謹至
議長 寺林俊幸
- 4 説明員 町長 飯田晴義 副町長 伊藤博明
住民生活部長 白坂博司 住民課長 佐々木一成
国保医療係長 宮下年功
- 5 傍聴者 畠山美和 塚本逸彦 内山美穂子 小田新紀 長谷陽子 荒 貴賀
野原恵子 小島智恵 田口廣之 谷口和弥 中橋友子 大健太郎(勝毎)
- 6 事務局 事務局長 佐藤勝博 議事課長 岩岡夢貴 庶務係長 渡辺 優
- 7 審査事件及び審議内容
 - 1 付託された議案の審査について(別紙)
 - (1) 議案36号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 - 2 その他

民生常任委員会委員長 岡本真利子

◇審査内容

(開会 11:10)

○委員長（岡本眞利子） ただいまから、民生常任委員会を開会いたします。

これより、インターネット中継をはじめます。

これより、「1 付託された議案の審査について」を議題といたします。

議案第36号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、審査を行います。

審査の進め方ですが、議案の説明、質疑を行った後、説明員に退席していただき、各委員のご意見を伺ったうえで、討論、採決を行いたいと思います。

それでは、議案第36号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（白坂博司） それでは、議案第36号幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

先ほど、副町長から議案説明資料に基づきまして、改定する内容の提案説明をいたしましたので、私からは、別途配布の補足資料に基づきまして、今回提案します税率等の改正案に係る算定根拠等についてご説明をいたします。

それでは、補足資料の表紙をめくっていただきまして、右下にページ数を記載しておりますが、1ページをご覧ください。

こちらは、国保税率の改正イメージ図になります。

昨年度の税率改正時にもお示ししました通り、北海道における令和12年度の統一保険料率に向け、本町の国保税率をグラフの通り段階的に引き上げようとするものであります。

なお、下のアスタリスクに記載の通り、統一保険料率は、毎年、北海道において、被保険者数や医療費の推計等を行い、必要な納付金額を算出し、そこから統一保険料率を設定しますことから、上の吹き出しにあります通り、今後、令和9年度以降も、北海道から示される統一保険料率に変更が生じた場合には、それに応じて、本町の税率につきましても改正を検討することとしております。

次に補足資料2ページをご覧ください。

こちらの表は、基礎課税額（医療分）にかかりまして、北海道から示された統一保険料率をもとに試算した各年度ごとの税率についての表となっております。上段が令和7年度、昨年度の税率改正の際にお示しした表で、下段が8年度、今回の改正案に係る表となっております。

改正案の保険税率につきましては、先ほど副町長から説明がありましたので、私からは引き上げに係る考え方について説明させていただきます。

北海道が示した令和12年度の統一保険料率は、上段下段の表ともに、右端の太枠の欄になりますが、上段の令和7年度の表では、所得割が8.90パーセント、均等割が2万9,558円。平等割が2万9,369円。

下段の8年度の表では、所得割が8.60パーセント、均等割が2万9,743円、平等割が2万9,281円となっております。

この令和12年度の保険料率に向けた段階的な引き上げの考え方につきましては、それぞれの表の下の欄外にあります通り、統一保険料率と本庁の税率との差を統一年で

あります。12年度までの年数で均等に案分することとしており、下段の8年度の表で言いますと、所得割では統一保険料率8.60パーセントと、7年度の本町の税率6.98パーセントの差を、12年度までの年数の5年で割り返して、1年当たり0.32パーセントずつ引き上げるといふものであります。

これにより、上段の7年度の表の欄外にある所得割の0.38パーセントと比較しますと、今回の改正により、引き上げ幅が0.06パーセント縮小することとなっております。

次に均等割と平等割につきましては、所得割と同様の考え方で算出した結果、均等割は毎年度800円ずつ引き上げ、平等割は100円ずつ引き下げとなりますが、この2つにつきましては7年度から変更はありません。

次に補足資料3ページをご覧ください。

こちらは後期高齢者支援金等課税額の表となっております。

考え方は先ほどの基礎課税額（医療分）と同じでありますので、詳細の説明は省略しますが、令和12年度の北海道の統一保険料率が、上段の7年度は所得割が2.63パーセント、均等割が9,218円。平等割が9,150円。

下段の8年度は、所得割が2.46パーセント、均等割が9,092円、平等割が8,951円となっております。

このことから、下段の表の欄外にあります通り、所得割は0.02パーセント、均等割は300円、そして平等割は100円をそれぞれ引き上げることとしており、7年度と比較しますと、所得割の引き上げ幅が0.04パーセント縮小し、均等割及び平等割は変更なしとなっております。

次に補足資料4ページをご覧ください。

こちらは介護納付金課税額の表となります。

こちらの令和12年度の北海道の統一保険料率は、上段の7年度は所得割が2.02パーセント、均等割が9,208円、平等割が7,223円。

下段の8年度は、所得割が1.99パーセント、均等割が9,127円、平等割が7,122円となっております。

なお、介護納付金課税額の引き上げ幅につきましては、上段下段それぞれの欄外にあります通り、所得割のみを毎年度引き上げることとしておりますが、これは均等割と平等割につきましては、本町の現行の税率と統一保険料率が概ね同額でありますことから、令和11年度までは見直し、いわゆる引き上げを行わず、最終年度の12年度で統一保険料率と同額に引き上げることとしたことによるものでありまして、今回の改正では、下段の表の欄外にあります通り、所得割のみ0.08パーセント引き上げることとしますことから、7年度と比較しますと、引き上げ幅が0.01パーセント縮小することとなっております。

次に補足資料5ページをご覧ください。

こちらは子ども子育て支援納付金についてであります。

令和8年度から新設された子ども子育て支援金制度の導入目的につきましては、先ほど副町長から説明した通りでありますので、その取り扱いにつきましては、全世代が企業から医療保険の枠組みの中で、支援金を徴収することとしておりまして、国民健康保険につきましては、上の段落の太字にあります通り、現行の賦課方式である、医療分と後期高齢者支援金分、そして介護分の3つの区分に加えて、令和8年度から新たに子ども子育て支援金分を合わせて賦課徴収するといふものであります。

次に補足資料6ページをご覧ください。

こちらは子ども・子育て支援納付金の課税額になります。

真ん中の囲み枠に記載の通り、子ども子育て支援納付金の保険料率につきましては、本年度から新たに付加されるものでありますことから、全同統一の保険料率となり、その税率は、上段の表にもあります通り、所得割が0.29パーセント、均等割が1,000円。18歳以上均等割が100円、平等割が1,000円となっております。

このうち18歳以上均等割額であります。囲み枠の3つ目の段落にあります通り、当該支援金の賦課方式は、18歳未満被保険者と、18歳以上被保険者で異なっており、18歳未満被保険者は均等割額は10割軽減され、最終的に均等割は賦課されませんが、この財源として、18歳以上被保険者は、通常の均等割の他、18歳以上均等割が賦課されるということとなっております。

イメージとしましては、5ページの方に戻っていただきまして、図の右側子ども子育て支援金の部分になりますが、左側の18歳未満被保険者の点線で囲まれた均等割、これを10割軽減するために、吹き出しに記載の通り、18歳未満の被保険者の均等割総額を、すべての18歳以上の被保険者で負担することとなっており、図の矢印の通り、10割軽減分が全額、右側の赤の太枠にある通り、18歳以上被保険者に18歳以上均等割として付加されるというものであります。

それでは、6ページに戻っていただきまして、欄外のアスタリスクになりますが、北海道から示された本町の令和8年度子ども・子育て支援納付金は1,918万9,000円となっており、またこの支援納付金課税額分につきましても、国保税を算定する際には、低所得者に対する7割5割2割の軽減や、課税限度額、3万円となりますけれども、これらが適用されることとなっております。

このことから先ほど説明しました18歳以上均等割額の100円にも、低所得者につきましては、7割5割2割軽減を適用後に賦課されるということとなっております。

次に補足資料7ページをご覧ください。

こちらは改正後の税率により試算した基金残高の推移となっており、基金の積み立てと取り崩し、そして、それによって残高がどのように変化していくかをグラフにしたものであります。

グラフとしましては、左側の縦軸は基金の積立額と取り崩し額を示しており、中央の0を境に、上が青色棒グラフで積立額を、下が赤色棒グラフで取り崩し額を表しております。

また、右側の縦軸は基金残高を示しており、右色の折れ線グラフによって、決算年度末の残高を表しております。

赤の棒グラフの通り、令和8年度までは、税収不足による赤字補填として、基金から取り崩しを行いながらの運営となりますことから、緑色の折れ線グラフの通り、8年度に基金残高が169万3,000円まで減少する見込みであります。その後税率改正に伴いまして、9年度以降は、青の棒グラフの通り黒字に転じる、いわゆる決算剰余金を基金に積み立てることで基金残高が増額していくといった試算結果となっております。

なお、令和12年度の統一保険料率につきましては、1ページでご説明しました通り、毎年度、北海道において推計しますことから、本町の税率につきましてもそれに伴い、見直すこととしておりますが、グラフの通り、9年度以降、本町の国保会計が黒字となり、基金残高が年々増額となった場合には、過度に基金を保有することなく、税率

の据え置き財源に活用するなど、負担の軽減に努めて参りたいと考えております。

次に補足資料 8 ページをご覧ください。

こちらは国民健康保険税基礎課税額等の課税限度額についてであります。

初めに上段の表 1、幕別町国民健康保険被保険者数であります。左から、令和 8 年 3 月末現在の幕別町全体の世帯数は 1 万 2, 680 世帯、人口は 2 万 4, 919 人。このうち国民健康保険の世帯数は 3, 185 世帯、被保険者数は 5, 068 人で、加入率は世帯数で 25. 1 パーセント、被保険者数で 20. 3 パーセントとなっております。

なお、括弧内の数字につきましては、40 歳以上 65 歳未満の介護納付金対象被保険者の世帯数と人数について再掲したものとなっております。

次に真ん中の表 2、国民健康保険税基礎課税額等の課税限度額の改正についてであります。

こちらは課税限度額を表にしたものであります。

国民健康保険税は表の左から、(1) 基礎課税額いわゆる医療分と、(2) 後期高齢者支援金等課税額、(3) 介護納付金課税額の 3 つの区分に加えて、今年度新設されます、(4) 子ども・子育て支援納付金課税額の 4 つの区分で構成されており、それぞれ課税限度額を設定しております。

表の上段が現行の課税限度額、下段が改正案の課税限度額となっており、改正案として、(1) 基礎課税額の限度額を 1 万円増額の 67 万円に改め、変更のなかった (2) 後期高齢者支援金等課税額の 26 万円と、(3) 介護納付金課税額の 17 万円、そして新設で皆増となります。(4) 子ども子育て支援納付金課税額の 3 万円と合わせて、合計で、現行の 109 万円から 4 万円増の 113 万円に改めようとするものであります。

表の中央から右の欄をご覧ください。

こちらは令和 8 年 3 月末現在の被保険者の状況に基づきまして、7 年度の国保税課税ベースを試算しました、課税限度額超過世帯の状況となっております。

①基礎課税額では、限度額が 1 万円引き上げることにより、超過世帯数が上段の 213 世帯から下段の 210 世帯と 3 世帯減となり、世帯全体に対する割合は、上段の 6. 69 パーセントから、下段の 6. 59 パーセントとなります。

②後期高齢者支援金等課税額は限度額の改正がありませんので、超過世帯数は 174 世帯、世帯割合も 5. 46 パーセントで変わりはありません。

③介護納付金も改正がありませんので、超過世帯数は 126 世帯、世帯割合は 3. 96 パーセントでこちらも変わりはありません。

次に新設となります④子ども・子育て支援納付金課税額は、限度額を新たに 3 万円と定めることにより、超過世帯数は 194 世帯となり、世帯割合は 6. 09 パーセントとなります。

次に下段の折れ線グラフをご覧ください。

こちらは課税限度額の改正に伴う基礎課税額の影響額として、世帯の総所得における課税額をグラフにしたものであります。

横軸が世帯総所得で、右に行くほど高額となり、縦軸が課税額で、上に行くほど高額となります。

横軸の総所得が高額になると、縦軸の課税額も比例して、右肩上がりの線の通り、高額になっていきますが、課税額が縦軸の限度額に達しますと、以降、所得が増えても課税額は限度額で一定となるものであり、グラフの線も水平となります。

縦軸にある改正前の課税限度額 66 万円では、その限度額を超過する世帯は、右の実

線の水平部分の矢印に記載の通り、合計213世帯でありましたが、限度額を67万円にプラス1万円引き上げることにより、限度額超過世帯は、点線の水平部分の矢印の計算式にあります通り、超過の210世帯となり、改正前の213世帯との差の3世帯は、限度額を引き上げることで、右肩上がりの点線のライン上に位置し、水平ラインの改正後限度額67万円を下回る世帯となりますので、引き上げに伴う影響額としましては、超過世帯の210世帯は、各世帯1万円の増額となるので、210万円。これに加えて、3世帯は1万円未満の増額なので、合計では213世帯で約211万8,000円となり、この額が課税限度額の改正に伴う影響額、増収見込み額となるものであります。

次に、補足資料9ページをご覧ください。

こちらは国民健康保険税の軽減判定所得基準、いわゆる均等割と平等割の7割5割2割軽減を判定する際の所得基準についてとなっております。

具体的には資料の上から順に説明いたしますと、初めに①2割軽減判定所得基準額の改正案につきましては、判定基準の算定において、こちらに記載の計算式の通り、被保険者と特定同一世帯所属者数の合計人数に、現行は低数値となる56万円を乗じておりますが、それを矢印の通り、57万円に1万円引き上げるものであります。

これによります影響額は、令和8年3月末現在の被保険者の状況での試算になりますけれども、下の囲み枠に記載の通り、10世帯、18人で、約21万7,000円となります。

次に②5割軽減判定所得基準額の改正案ですが、2割軽減と同様に、低数値となる30万5,000円を31万円に5,000円引き上げるものであり、これによります影響額は、下の囲み枠に記載の通り、8世帯13人で約22万8,000円となります。

次に、③7割軽減判定所得基準額につきましては変更がありませんので、今回の軽減判定所得基準額の改正に伴う全体の影響額としましては、一番下の囲み枠になりますが、2割軽減5割軽減を合わせまして、18世帯31人、約44万5,000円となる見込みであり、今回の軽減判定となる所得基準額の引き上げにより、軽減対象者の拡大が図られる見込みとなっております。

なお、これらの軽減措置に伴う国民健康保険税の減収分につきましては、一般会計から保険基盤安定繰入金として補填され、その財源につきましては北海道が4分の3、幕別町が4分の1の負担割合で負担することとなっております。

以上が今回の幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正内容となっております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑がある方は、挙手をお願いいたします。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 統一保険料に向けた提案ということで、資料では今年度だけではなくて、令和12年度まで示されていますので、この方向性が、町民の家計にどういふふうな影響を与えるのかということ踏まえて検討する必要があると思います。

資料に基づいて試算してみたんですけども、標準的な所得300万の現役世代では、ご夫婦の世帯では、令和12年度には、令和7年度、今よりも、現在、27万5,000円から35万7,000円と8万2,000円の増税になるかと思うんですけど、その数字が合っているかどうか確認したいと思います。

また、高齢者の所得200万のご夫婦で、16万3,000円から20万6,000円というふうに、年間4万2,000円の増税となったんですけども、実際の値上がり額が、今回の資料では

わからないものですから、それを踏まえてちょっと議論できたらなと思ったんですが。

○委員長（岡本眞利子） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） 今回の税率改正に伴う影響額ということでございます。

今言われた数字での試算をしていないものから、私の方で計算した3パターンを元に影響額の方を説明させていただきます。

初めに、給与収入で約500万。所得にしますと360万円という4人世帯。こちら40歳のご夫婦2人。それと、15歳と12歳の子供が2人という世帯で試算をしますと、今回の改正案に基づく税額といたしましては、56万1,800円。前年、令和7年度と比較しますと、1万7,700円の増というふうになっております。以降、同じような形で税率が上がってくものから、毎年1万7,700、800円ほど上がっていきまして、最後、令和12年度の今の統一保険料率で計算しますと、63万2,700円となりまして、その差が、今回の8年度で計算しますと、7万900円の差となっております。

それから、次のモデルケースですが、年金収入が210万円。所得で100万円……。

○委員長（岡本眞利子） 資料があるんですか。休憩して、資料を配りますか。

住民課長。

○住民課長（佐々木一成） とりあえず資料は後でお配りしますので、今口頭で説明させていただきます。

年金収入210万円、所得100万円。こちら5割軽減の対象となります。2人世帯共に70歳の夫婦で、妻については年金の所得がないというパターンでいきますと、令和8年度が10万8,900円、12年度にこのままいきますと、12万900円という形でこちらにつきましては、年間3,000円ずつほど上がっていく形となっております。続きまして、年金収入153万円、所得43万円、7割軽減、こちら70歳の単身世帯であります。令和8年度の金額でいきますと、2万1,800円。7年度と比較すると300円の増。12年度までも300円程度ずつ上がっていきまして、最終的には2万3,100円という形となっております。この試算につきましては、今年度新設される予定の子ども・子育て支援納付金については省いた数値となっております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 最初の所得360万の4人世帯で、毎年1万7,700円上がって、令和12年までに63万2,700円になる。令和8年比で7万900円増税になるということですよ。今、物価高騰が続く中、どの世帯もぎりぎり生活しているという状況がある中で、4年間で7万900円の増税というのは、ちょっと驚く数字だなと思いました。食費一月分までは行かないかもしれないですけど、それぐらいに相当する重い数だと思います。この負担増を私はそういうふうにつまえるんですけども、町の方としては、この負担増に対する認識についてはどのようにお考えですか。

○委員長（岡本眞利子） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） 税の負担増についてでございます。

まず、8年度につきましては、うちの町基金が、もうぎりぎりの状態ということになりますので、今年度の税率の引き上げというのは仕方がないのかなと考えてございます。あと、12年度に向けてなんですけど、保険料水準の統一ということで、オール北海道での取組となっておりますので、そこに向けて、段階的に一気に上げて、被保険者の負担が一気に増えることのないように、段階的に上げていくということで、町としては考えてございます。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 私はこの負担増に対する町民にとってどのような負担になるかというところについてのご認識を伺ったんですけども、ありますか。

○委員長（岡本眞利子） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） 確かに昨今の物価高騰等で、保険負担というのも上がっていくというのは、町民の皆様にも多大な負担をかけるということにはなろうかと思いますが、昨今、国民健康保険制度におきましては、被保険者の減少、それから、医療費の増加という背景もあって、今、保険制度を取り巻く財政状況はとても厳しい状況となっておりますので、こちらにつきましてはご理解をいただきたいと考えてございます。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 町の財政の状況がありますので、どうすればいいかということが、できる限り負担にならないようにと考えたときに、例えば、今、最後の資料の基金の推移がありましたけども、令和12年度までに2億5,000万円の基金を積み立てるという計画になっています。例えば、1億円ぐらいの基金では駄目なのかというふうに思ったんですけども、2億5,000万という基金が、他の町村と比べて妥当なのかどうか、そういった基金の計画について、負担を和らげるために検討されたのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） 基金の推移でございますが、この基金につきましては、あくまで今の計画している税率に段階的に上げてって、北海道が今示している、令和12年度の統一保険料率で計算した結果の話で、これが町で計画している基金の金額というわけではございません。北海道の方からは、基金の保有額につきましては、令和12年度の段階ですけど、納付金額の5パーセント程度を保有するようにしてくれというふうに言われております。これは納付金の精算で使うお金という形となっております。

なので、今このままシミュレーションしていくと、確かに2億円ほど、余分に基金を積み立てていく形になってしまいますので、こちらにつきましては、例えば、令和10年度11年度の税率の据え置き財源にするですとか、過度に基金は保有しないように調整をして参りたいというふうに考えております。

○委員長（岡本眞利子） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 今のお答えでちょっと安心したんですけども、将来の備えと、今の町民の暮らしの安心、このバランスをどういうふうに考えるかということで、基金についても・・・。

○委員長（岡本眞利子） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） すみません。金額が漏れておりました。今うちの町でだいたい年間9億円から10億円ほど納付金を納めておりますので、その5パーセントで、5,000万円を保有していればいいという形でございます。

○委員長（岡本眞利子） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） やはり、今の今生活が厳しいという状況がありますので、なるべく負担を抑える手だてを、基金のあり方も含めて検討していただきたいなと思います。

最後の質問ですけれども、今回、子ども・子育て支援納付金について、新たに、導入されるということなんですけども、これは以前の議会でも議論されましたように、そもそも医療保険を支える保険料として徴収するものに、使途の内容に違うものを盛り込むということですので、それ自体、違和感を感じざるを得ないんですけれども、この負担がなぜ必要なのか、この医療保険の中で納めなければならないのかというのを、どのように町民に説明していくのかお考えを伺いたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） 子ども・子育て支援納付金の徴収の関係でございます。

確かにこちらは、少子化対策、子育て支援対策で使われる特定財源になりますので、健康保険の保険料と一緒に徴収するという形には違和感がございますが、国では、子ども子育て支援制度につきましては、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代、全経済主体で支える新しい分かち合いの仕組みと説明をしております。社会保険制度の中でも、健康保険制度につきましては、他の社会保険制度と違いまして国民皆保険制度と言われておりますので、全員が保険に加入している。それから、現行制度においても、後期高齢者支援金や出産育児支援金など、世代を超えた支え合いの仕組みがすでに構築されている。それから、急速な少子化、人口減少に歯止めをかけることが、これからの健康保険制度の持続可能性を高めるといったことを理由として、公的医療保険料と合わせて拠出をいただくと説明をしております。なお、子ども・子育て支援納付金につきましては、あくまでこちらは特定財源になりますので、うちで集めたお金を、国民健康保険事業としては一切使われることなく、北海道を通じて国の方に納付金として納付がされるという仕組みとなっております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） いいですか。他に質疑がある方はいらっしゃいませんか。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 道と国で集めた幕別町のお金は1,918万円ですよね。これは要するにどういう形で幕別町に返ってくるような格好になるんですか。

○委員長（岡本眞利子） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） 子ども・子育て支援金、いわゆる給付の関係ということでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 納めてそれが返ってこないのか。

○住民課長（佐々木一成） 給付事業といたしましては、例えば児童手当の拡充、こちらはもうすでに、令和6年10月から始まっていますが、高校生年代まで範囲が広げられております。それから、こども誰でも通園制度や出産後休業支援給付ですとか、国民年金保険料の育児期間中の免除などの財源として返ってきてまして、こちらにつきましては、子ども1人当たりの給付改善額で申し上げますと、従来の児童手当だけだと、成人するまでに206万円ほど給付がされていたのですが、それに今回の給付範囲の拡大に伴いまして、高校生年代までの合計で約146万円が追加となりまして、子ども・子育て支援策に対する合計額といたしましては、352万円となるもので、これの一部に子ども・子育て支援納付金、今回想定された財源が充てられるという形になっております。

○委員長（岡本眞利子） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 軽減判定基準の緩和なんですけど、2割軽減や5割軽減の対象枠

が広がっていった、合計で18世帯が新たに軽減されるということなんですけども、対象となる住民は、特別な申請手続きとかをしなくても自動的に軽減された金額で、請求される仕組みになっているのか。その辺をお聞きします。

○委員長（岡本眞利子） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） こちらは賦課する段階で、町の方で、所得や世帯構成等を鑑みながら、自動で計算して課税をするという仕組みとなっております。もちろん申請は必要ございません。

○委員長（岡本眞利子） 他に質疑はございませんか。

では、質疑がないようですので、議案第36号に対する質疑は以上で終了をいたします。

説明員の方、どうもありがとうございました。

説明員退席のため、暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

○委員長（岡本眞利子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第36号について、各委員のご意見をお伺いしたいと思います。

意見のある方は挙手を願います。

山端委員。

○委員（山端隆治） 先ほども本会議の方で事務手続きの不適切なことについての話があったが、今も答えと少し重なっていたんですけども、普通、前年の所得で多分来ると思うんですけども、今まで通り申告している人はいいですけど、事務局で見れるんですけど、資格のなくなった人、新たに転入した人の、きちっとやらないと、申請しなければならないはず。その徹底をちゃんとしてくださいということが一つ。それとこの基金残高を見たら、先ほど酒井委員が質問していたんですけど、なるべく、あまり無駄のないように、基金も5パーセントしか積めないはずですから、なるべく住民に負担のない令和12年まで、グラフを急激にしないで、そこそこに基金を積んでいって欲しい。要望です。

○委員長（岡本眞利子） 他にございませんか。

では、質疑がないようでありますので、議案第36号に対する意見は、以上で終了をいたします。

それでは、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 反対の立場から発言します。

今回の提案は、保険料の全道統一という制度の流れに沿ったものとはいえ、所得割率を、これまでの令和7年度と比べて、5年後には23パーセントの引き上げとなります。

また、新たな支援金も上乘せされます。現役世帯は、毎月の負担が、令和12年には、今と比べて毎月の負担が、6,000円から7,000円増えることとなります。高齢者の夫婦世帯では3,500円程度の引き上げとなります。物価高騰に苦しむ声を、今、たくさんお聞きします。家計に年間数万円もの新たな負担を強いる流れを作るということは、やはり、現役世代の生活意欲もそがれますし、高齢者の安心も損なうものと考えます。

また、子ども子育て支援金の新たな趣旨の違う負担が加えられることについても、

この枠が広げられて、さらに負担が増えるというスタートにもなりかねないと危惧します。

改正案に反対する。理由として、以下二点を強調したいと思います。

第一に、町独自の暮らしの防波堤としての機能が不十分ではないかという点です。

令和12年度に2億5,000万円もの基金を積み立てる計画がありますが、この将来の蓄えへの一部を、今、やはり、ここまで積み上げずに、税率の上昇を緩やかに抑えるべきだと考えます。

第二に、制度の構造的な問題を町民の負担増だけで解決しようというふうと考えられる点です。

そもそも国保は他の医療保険に比べて低所得者が多く、構造的に負担が重くなりやすい問題を指摘されています。全国自治体が繰り返し国に求めているように、国のお金を1兆円投入して、国保協会けんぽ並みに引き下げることが、真の解決策だと考えます。町としても、安易に町民への負担転嫁を受け入れるのではなくて、国に対して構造的な不平等を解消するよう強く求め続けるべきだと考えます。国への働きかけと、町独自の基金のあり方の改善を進めてこそ、町民の納得が得られると思います。

そうした理由から、今回の改定案には反対といたします。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） それでは、原案に賛成の方の発言を許します。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 国民健康保険制度の安定的な運営と負担の公平性確保に不可欠の見直しであると思ひまして、以下の三点から賛成させていただきます。

一点目に、計画的な税率見直しによる制度、令和9年度の北海道統一保険料率導入を見据えて、令和8年度に税率を引き上げるものですが、基金の枯渇や将来の急激な保険税の高騰を防ぐ現実的な対応であると思ひます。

二点目に、子育て世帯の確実な配慮でありますけれども、令和8年度から子ども・子育て支援金の徴収が始まりますが、本町では18歳未満の均等割が10割軽減されます。子育て世帯の負担が増えない仕組みが確保されておりますので、これは支持したいと思ひます。

三点目に、負担の公平性と所得者への配慮でございますけれども、高所得者の課税限度額を67万円に引き上げ、その応分の負担を求める一方で、低所得者に対する軽減判定基準、5割2割軽減を拡大しております。新たに18世帯の軽減諸措置が見込まれ、適切なセーフティーネットとして機能すると思ひます。本改正案は単なる負担増ではなくて、将来を見据えた責任ある税率改定と、子育て世帯の低所得者への配慮が、バランスよく組み込まれた妥当な内容であると思ひます。

以上で、賛成討論とさせていただきます。

○委員長（岡本眞利子） 他に討論はありますか。

ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第36号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案の通り決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。

したがいまして、議案第36号幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案の通り可決されました。

以上で付託された議案第36号の審査が終わりましたが、議長宛に提出する委員会報告につきましては、正副委員長に一任をしていただきたいと思います。ご異議はありませんか。

異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

以上で本委員会のインターネット中継を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

(審査終了 11 : 58)